

年末調整 記入例集（令和 8 年分）

架空の家族 6 ケース — 申告書の欄ごとに、入れる数字と理由

記入例・架空の人物（令和 8 年分）。この紙は提出しません

国税庁の様式を参考に当サイトが欄の名前と数字を加工して作成した記入例です。国税庁が作成したものではありません。

- ・氏名はすべて実在の誰にも対応しない仮名です。住所と個人番号（マイナンバー）は図に出していません（記入例では省略）。
- ・給与天引きされている社会保険料は会社が把握しているので、申告書には書きません。
- ・各欄は「欄の抜粋」です。様式の枠組み・様式名・様式番号・QR コードは再現していません。実際に書くときは国税庁の様式と記載例を開いてください。

給与所得の金額は、国税庁の「令和 8 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」と同じ額です。基礎控除は合計所得 489 万円以下で 104 万円（令和 8 年分）。年分の違う 2 枚を書きます: 精算するのは令和 8 年分、翌年の源泉徴収のための扶養控除等（異動）申告書は令和 9 年分です。

ケース A 独身（桜井 健・架空） — 基礎控除と保険料控除・iDeCo

給与収入 4,800,000 円の独身の会社員。生命保険・介護医療保険・個人年金保険・地震保険を払い、iDeCo の掛金も払っている例です。

▼ 基礎控除申告書（令和 8 年分）の欄

欄	入れる値	理由
あなたの氏名・住所	氏名のみ	住所・個人番号は記入例では省略
(1)給与所得 収入金額	4,800,000	令和 8 年 1～12 月の給与・賞与の合計見込み
(1)給与所得 所得金額	3,400,000	4,800,000－1,400,000（給与所得控除後の給与等の金額の表と同じ額）
(2)給与所得以外	(空欄)	副収入なし
合計所得金額の見積額	3,400,000	(1) + (2)
控除額の計算 判定	「489 万円以下」にチェック	3,400,000 は 4,890,000 以下
基礎控除の額	1,040,000	令和 8 年分の額
区分 I	(空欄)	配偶者控除等申告書を書かないので記載不要（様式の裏面に「『配偶者控除等申告書』を記載する必要が無い場合は、『区分 I』欄の記載は必要ありません」とあります）
配偶者控除等・特定親族特別控除・所得金額調整控除の欄	(空欄)	該当なし（給与収入が 850 万円以下）

▼ 保険料控除申告書（令和 8 年分）の欄 — 23 歳未満の扶養親族がいない人（計算式 I）

欄	入れる値	理由
一般の生命保険料（新）	96,000	控除額は 40,000（80,001 円以上は一律 40,000 円）
介護医療保険料（新）	48,000	控除額は 32,000（40,001～80,000 円は $\times 1/4 + 20,000$ 円）
個人年金保険料（新）	36,000	控除額は 28,000（20,001～40,000 円は $\times 1/2 + 10,000$ 円）
生命保険料控除の合計	100,000	40,000 + 32,000 + 28,000。3 区分の合計は 120,000 円まで
地震保険料	18,500	控除額は 18,500（50,000 円以下は全額）
小規模企業共済等掛金（iDeCo）	276,000	23,000 円 $\times$ 12 か月。全額が控除の対象

▼ 扶養控除等（異動）申告書（令和 9 年分）の欄

欄	入れる値	理由
扶養親族の各欄	(空欄)	扶養親族がいない。氏名・住所・個人番号を書いて提出する（各欄に記載する親族がなく、本人が障害者等にも当たらない場合）

※ iDeCo の掛金は「小規模企業共済等掛金」の欄に書きます。生命保険料の欄ではありません。書く金額は令和 8 年中に実際に払い込んだ額で、払込証明書の金額です。

※ 給与天引き（会社経由の払込）で掛金を払っている人は、申告書に書かなくて構いません（会社が把握しています）。

※ この例は 23 歳未満の扶養親族がいない人なので、生命保険料控除は計算式Ⅰ（一般の上限 4 万円）です。23 歳未満の子がいる人は下の「保険料控除申告書 — 23 歳未満の子がいる場合」を見てください。

検算（式から再計算した値）：給与収入 4,800,000 円 → 給与所得（合計所得）3,400,000 円 / 合計所得 3,400,000 円 → 基礎控除 1,040,000 円 / 支払保険料 96,000 円 → 生命保険料控除（計算式Ⅰ）40,000 円 / 支払保険料 48,000 円 → 生命保険料控除（計算式Ⅰ）32,000 円 / 支払保険料 36,000 円 → 生命保険料控除（計算式Ⅰ）28,000 円 / 地震保険料 18,500 円 → 控除 18,500 円

ケース B 配偶者あり（夫が本人、妻はパート） — 配偶者特別控除

給与収入 6,000,000 円の夫と、給与収入 1,400,000 円のパートの妻。夫の基礎控除申告書に配偶者の欄を書く例です。

▼ 基礎控除申告書（令和 8 年分）の欄 — 夫（本人）

欄	入れる値	理由
本人 給与収入／所得金額	6,000,000／4,360,000	6,000,000－1,640,000
基礎控除 判定	「489 万円以下」にチェック → 1,040,000	4,360,000 は 4,890,000 以下
配偶者の氏名・個人番号・生年月日	氏名のみ	個人番号は記入例では省略
配偶者の合計所得金額の見積額 (1) 給与 収入金額／所得金額	1,400,000／660,000	1,400,000－740,000
配偶者の合計所得金額の見積額	660,000	(1)＋(2)。(2)は空欄
区分Ⅰ	A	本人の合計所得が 900 万円以下。配偶者控除等申告書を書くので記載が要る
判定	「62 万円超 95 万円以下」にチェック（配偶者特別控除）	660,000 は 62 万円以下ではないので、配偶者控除ではなく配偶者特別控除になる
区分Ⅱ	③	様式の区分は、① 62 万円以下で 70 歳以上／② 62 万円以下で 70 歳未満／③ 62 万円超 95 万円以下／④ 95 万円超 133 万円以下
配偶者控除の額	（空欄）	配偶者特別控除の対象なので書かない
配偶者特別控除の額	380,000	本人の合計所得 900 万円以下、配偶者の合計所得 62 万円超 95 万円以下

▼ 扶養控除等（異動）申告書（令和 9 年分）の欄 — 夫（本人）

欄	入れる値	理由
A 源泉控除対象配偶者	妻の氏名・生年月日等を記載	妻の令和 9 年の見込みも給与収入 1,400,000 円なら所得は 660,000 で、95 万円以下（給与のみなら収入 169 万円以下）。本人の所得見積額が 900 万円以下なので、この欄に書く（様式裏面の用語説明③）

※ 妻の給与収入が 1,240,000 円（国税庁の記載例と同じ金額）なら、所得は 500,000 円で配偶者控除 380,000 円になります。判定は「62 万円以下かつ年齢 70 歳未満」の欄で、区分Ⅱは②です。

※ 給与収入 136 万円を境に「配偶者控除」と「配偶者特別控除」の欄が変わりますが、控除額はどちらも 38 万円です。令和 7 年分はこの境が 123 万円でした。

検算（式から再計算した値）：給与収入 6,000,000 円 → 給与所得（合計所得）4,360,000 円 / 合計所得 4,360,000 円 → 基礎控除 1,040,000 円 / 給与収入 1,400,000 円 → 給与所得（合計所得）660,000 円 / 配偶者の合計所得 660,000 円 → 配偶者控除または配偶者特別控除 380,000 円（本人の合計所得 900 万円以下） / 給与収入 1,240,000 円 → 給与所得（合計所得）500,000 円 / 配偶者の合計所得 500,000 円 → 配偶者控除または配偶者特別控除 380,000 円（本人の合計所得 900 万円以下）

ケース C 共働き・子ども 2 人（14 歳と 17 歳） — 子は夫だけが扶養に入れる

夫（桜井 健）は給与収入 5,200,000 円、妻（桜井 美咲・架空）は給与収入 4,000,000 円。長男（17 歳）と長女（14 歳）は夫が扶養に入れます（年齢は令和 8 年 12 月 31 日現在）。

▼ 基礎控除申告書（令和 8 年分）の欄 — 夫

欄	入れる値	理由
本人 給与収入／所得金額	5,200,000／3,720,000	5,200,000－1,480,000

基礎控除の額	1,040,000	「489万円以下」にチェック
配偶者の欄	(空欄)	妻の合計所得 2,760,000 円は 133 万円を超えるので、配偶者控除・配偶者特別控除とも対象外

▼ 基礎控除申告書（令和 8 年分）の欄 — 妻（妻は自分の申告書を出す）

欄	入れる値	理由
本人 給与収入／所得金額	4,000,000／2,760,000	4,000,000－1,240,000
基礎控除の額	1,040,000	「489万円以下」にチェック
配偶者の欄	(空欄)	夫の合計所得 3,720,000 円は 133 万円を超えるので、配偶者控除・配偶者特別控除とも対象外

▼ 扶養控除等（異動）申告書（令和 9 年分）の欄 — 夫が提出。子は夫だけが扶養に入れる（二重に入れない）

欄	入れる値	理由
A 源泉控除対象配偶者	(空欄)	妻の所得が 95 万円を超える
B 控除対象扶養親族（16 歳以上）1 人目	長男（架空）・続柄「長男」・生年月日 平 21.7.3・令和 9 年中の所得見積額 0。特定扶養・特定親族のチェックは付けない	令和 9 年 12 月 31 日に 18 歳なので一般の扶養親族。特定扶養の生年月日の範囲は平 17.1.2～平 21.1.1 生。生年月日が平 21.1.1 以前なら特定扶養親族の枠に入るので境目に注意
住民税に関する事項「16 歳未満の扶養親族」（平 24.1.2 以後生）	長女（架空）・続柄「長女」・生年月日 平 24.2.18	扶養控除は無いが、住民税の事務のため欄に記載する（空欄にしない）。令和 8 年末 14 歳・令和 9 年末 15 歳
（参考）令和 8 年分の控除額	長男の扶養控除 380,000	16 歳以上の一般の扶養親族の額

※ 令和 8 年分の年末調整で長男の扶養控除を受けるには、令和 8 年分の扶養控除等申告書（前年に出した分）に長男が載っている必要があります。載っていないければ異動申告書を出します。

※ 長男 17 歳の扶養控除は 38 万円のままです。高校生年代（16～18 歳）の扶養控除を引き下げる案は、法律になっていません（2026-10-05 時点）。

※ 夫は 23 歳未満の扶養親族（長男・長女）がいるので、新制度の生命保険料を払っていれば、保険料控除申告書は計算式Ⅱ（上限 6 万円）を使います。

検算（式から再計算した値）：給与収入 5,200,000 円 → 給与所得（合計所得）3,720,000 円 / 合計所得 3,720,000 円 → 基礎控除 1,040,000 円 / 給与収入 4,000,000 円 → 給与所得（合計所得）2,760,000 円 / 合計所得 2,760,000 円 → 基礎控除 1,040,000 円 / 配偶者の合計所得 2,760,000 円 → 配偶者控除または配偶者特別控除 0 円（本人の合計所得 900 万円以下）

ケース D 大学生の長女（20 歳）のアルバイト — 特定親族特別控除

父（桜井 健・架空）は給与収入 5,200,000 円。長女（20 歳・架空）は給与収入 1,500,000 円のアルバイトです。

▼ 基礎控除申告書（令和 8 年分）の「特定親族特別控除申告書」の欄 — 父

欄	入れる値	理由
特定親族の氏名・個人番号・続柄・生年月日	長女（架空）・続柄「長女」・生年月日 平 18.5.17	令和 8 年分の対象は平 16.1.2～平 20.1.1 生（19 歳以上 23 歳未満）。個人番号は省略
収入金額（給与）	1,500,000	長女のアルバイト年収（令和 8 年 1～12 月の実績見込み）
所得金額（給与所得）	760,000	1,500,000－740,000
合計所得金額の見積額	760,000	給与所得のみ
特定親族特別控除の額	630,000	合計所得 62 万円超 85 万円以下の区分。父の所得による制限は無い（所得税法 84 条の 2）

▼ 扶養控除等（異動）申告書（令和 9 年分）の欄 — 父

欄	入れる値	理由
B 控除対象扶養親族（特定親族）	令和 9 年中の所得見積額が 100 万円以下（給与のみなら収入 174 万円以下）のときだけ、長女を「源泉控除対象親族」として書き、「特定親族」にチェック	100 万円を超える見込みなら B 欄には書かない。令和 9 年分の年末調整で、基礎控除申告書の特定親族の欄だけ書く（様式裏面の用語説明⑨）

※ 長女の所得は62万円を超えるので「扶養控除」は受けられず、特定親族特別控除になります。経緯は、令和6年分までは所得48万円（給与収入103万円）を超えると控除ゼロ → 令和7年分に特定親族特別控除が新設 → 令和8年分は所得62万円超123万円以下が対象です。

※ 長女本人は、合計所得760,000円が勤労学生の要件（令和8年分は89万円以下）を満たします。本人の勤務先に出す扶養控除等申告書のC欄「勤労学生」にチェックし、学校名と、勤労によらない所得が10万円以下であることを書きます（控除額27万円）。ただし長女の所得税は、基礎控除104万円だけで既に0円です（760,000円は104万円より小さい）。勤労学生のチェックで所得税は変わりません。住民税の額はこの記入例では扱いません。

※ 社会保険の扶養は税と別の制度です。19歳以上23歳未満の健康保険の被扶養者は「年間収入150万円未満」（令和7年10月1日から・厚生労働省のQ&A）。この例の1,500,000円は「150万円未満」ではないので、健康保険の扶養からは外れます。

※ 収入ごとの特定親族特別控除額（早見表と同じ）：給与収入1,500,000円→630,000円／1,600,000円（所得860,000円）→610,000円／1,750,000円（所得1,010,000円）→310,000円／1,950,000円（所得1,210,000円）→30,000円。

検算（式から再計算した値）：給与収入5,200,000円 → 給与所得（合計所得）3,720,000円 / 合計所得3,720,000円 → 基礎控除1,040,000円 / 給与収入1,500,000円 → 給与所得（合計所得）760,000円 / 親族の合計所得760,000円 → 特定親族特別控除630,000円 / 給与収入1,600,000円 → 給与所得（合計所得）860,000円 / 親族の合計所得860,000円 → 特定親族特別控除610,000円 / 給与収入1,750,000円 → 給与所得（合計所得）1,010,000円 / 親族の合計所得1,010,000円 → 特定親族特別控除310,000円 / 給与収入1,950,000円 → 給与所得（合計所得）1,210,000円 / 親族の合計所得1,210,000円 → 特定親族特別控除30,000円

ケースE 親を扶養（母・72歳・別居・年金だけ） — 老人扶養親族

子（桜井 健・架空・給与収入5,200,000円）が、別に暮らす母（72歳・架空）を扶養に入れる例です。母の収入は年金1,500,000円だけです。

▼ 扶養控除等（異動）申告書（令和9年分）の欄

欄	入れる値	理由
B 控除対象扶養親族 氏名・続柄・生年月日	母（架空）・続柄「母」・生年月日 昭29.5.8	老人扶養親族は昭33.1.1以前の生まれ
「老人扶養親族」の区分	「その他」にチェック	別居なので「同居老親等」ではない
住所又は居所（別居の場合は記載）	母の住所を記載	別居の親の場合に書く欄（記入例では省略）
令和9年中の所得見積額	400,000	年金収入1,500,000－公的年金等控除1,100,000＝400,000。62万円以下なので扶養に入れられる
（参考）令和8年分の控除額	老人扶養親族（同居老親等以外）480,000	同居している老親等なら580,000

※ 母の年金は「収入」ではなく「所得」で判定します（給与と同じ考え方）。母に給与などほかの収入があるときは合算します。公的年金等控除110万円は、65歳以上で年金収入330万円以下のときの額です（国税庁No.1600）。

※ 国内に住む別居の親の場合、「非居住者である親族」の欄・「生計を一にする事実」の欄・「38万円以上の支払」のチェックは空欄です（これらは国外に住む親族のための欄です。様式裏面(7)(8)）。

検算（式から再計算した値）：給与収入5,200,000円 → 給与所得（合計所得）3,720,000円 / 合計所得3,720,000円 → 基礎控除1,040,000円 / 年金収入1,500,000円 → 年金所得400,000円

ケースF 中途入社（前職の源泉徴収票）

前職で令和8年1月1日～3月31日に給与収入1,200,000円、現職で4月1日入社・令和8年中の見込み4,000,000円。空白期間はありません。

▼ 基礎控除申告書（令和8年分）の欄ほか

欄	入れる値	理由
基礎控除申告書(1)給与所得 収入金額	5,200,000（前職＋現職の合算）	年末調整は1年分を現職が合算して計算する。現職分だけを書かない
基礎控除申告書(1)給与所得 所得金額	3,720,000	5,200,000－1,480,000
基礎控除の額	1,040,000	「489万円以下」にチェック
前職の源泉徴収票	現職の給与担当に原本（またはコピー）を提出	申告書の欄ではなく添付する書類。無いと前職分を合算できず、正しい年税額が出ない
保険料控除申告書の社会保険料	前職で天引きされた分は書かない	前職の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」を会社が合算するので、書くとは二重になる

検算（式から再計算した値）：給与収入5,200,000円 → 給与所得（合計所得）3,720,000円 / 合計所得3,720,000円 → 基礎控除1,040,000円

給与収入から合計所得金額を出す早見表（令和 8 年分・給与だけの場合）

給与収入が 741,000 円以上 219 万 1,000 円未満のときは、合計所得金額 = 給与収入 - 74 万円（1 円単位）です。配偶者の控除額は、本人の合計所得金額が 900 万円以下の場合の額です（62 万円以下は配偶者控除 38 万円・配偶者が 70 歳未満）。

給与収入	合計所得金額	扶養親族等（62 万円以下）	配偶者の控除額	特定親族特別控除	勤労学生（89 万円以下）
800,000 円	60,000 円	対象	38 万円（配偶者控除）	対象外	対象
1,000,000 円	260,000 円	対象	38 万円（配偶者控除）	対象外	対象
1,030,000 円	290,000 円	対象	38 万円（配偶者控除）	対象外	対象
1,200,000 円	460,000 円	対象	38 万円（配偶者控除）	対象外	対象
1,300,000 円	560,000 円	対象	38 万円（配偶者控除）	対象外	対象
1,360,000 円	620,000 円	対象	38 万円（配偶者控除）	対象外	対象
1,370,000 円	630,000 円	対象外	38 万円（配偶者特別控除）	63 万円	対象
1,400,000 円	660,000 円	対象外	38 万円（配偶者特別控除）	63 万円	対象
1,500,000 円	760,000 円	対象外	38 万円（配偶者特別控除）	63 万円	対象
1,590,000 円	850,000 円	対象外	38 万円（配偶者特別控除）	63 万円	対象
1,600,000 円	860,000 円	対象外	38 万円（配偶者特別控除）	61 万円	対象
1,640,000 円	900,000 円	対象外	38 万円（配偶者特別控除）	61 万円	対象外
1,700,000 円	960,000 円	対象外	36 万円（配偶者特別控除）	41 万円	対象外
1,750,000 円	1,010,000 円	対象外	31 万円（配偶者特別控除）	31 万円	対象外
1,800,000 円	1,060,000 円	対象外	26 万円（配偶者特別控除）	21 万円	対象外
1,900,000 円	1,160,000 円	対象外	16 万円（配偶者特別控除）	6 万円	対象外
1,950,000 円	1,210,000 円	対象外	11 万円（配偶者特別控除）	3 万円	対象外
1,970,000 円	1,230,000 円	対象外	11 万円（配偶者特別控除）	3 万円	対象外
1,980,000 円	1,240,000 円	対象外	11 万円（配偶者特別控除）	対象外	対象外
2,000,000 円	1,260,000 円	対象外	6 万円（配偶者特別控除）	対象外	対象外
2,070,000 円	1,330,000 円	対象外	3 万円（配偶者特別控除）	対象外	対象外
2,080,000 円	1,340,000 円	対象外	対象外	対象外	対象外

生命保険料控除 — 23 歳未満の扶養親族がいる人は計算式Ⅱ（令和 8 年分・令和 9 年分）

新制度の一般の生命保険料だけ別の式です（3 万円以下は全額／3 万円超 6 万円以下は $\times 1/2 + 1.5$ 万円／6 万円超 12 万円以下は $\times 1/4 + 3$ 万円／12 万円超は一律 6 万円）。介護医療・個人年金は従来どおり上限 4 万円、3 区分の合計は 12 万円まで。令和 8 年分・令和 9 年分だけの特例で、年齢は令和 8 年 12 月 31 日現在、対象は合計所得 62 万円以下の扶養親族です（特定親族は含みません）。

支払保険料	23 歳未満の扶養親族がいない人（計算式Ⅰ）	いる人（計算式Ⅱ）
24,000 円	22,000 円	24,000 円
48,000 円	32,000 円	39,000 円
96,000 円	40,000 円	54,000 円
150,000 円	40,000 円	60,000 円

出典（国税庁ほか・2026-10-05 確認）

基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書（令和 8 年分）：
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/2026bun_06.pdf
保険料控除申告書（令和 8 年分）：https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/2026bun_04.pdf
扶養控除等（異動）申告書（令和 9 年分）：https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/2027bun_01.pdf
令和 8 年 4 月 源泉所得税の改正のあらまし：<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/2026kaisei.pdf>
令和 8 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表：<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/pdf/114.pdf>
租税特別措置法 41 条の 15 の 5（e-Gov）：<https://laws.e-gov.jp/law/332AC0000000026>
※ この紙は申告書ではありません。申告書は法定様式で、国税庁の様式を使ってください：
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/shinkokusyo/index.htm>
※ 個別の判断は勤務先の給与担当・税務署・税理士にご確認ください。当サイトは国税庁の資料から作成した一般情報です。